

# ケアプランセンターあすか通信

令和6年11月20日発行

第110号

発行責任者 富田啓暢

## どうなるマイナ保険証？ Q&A

12月2日より今まで使っていた紙の保険証の新規発行がなくなると報道されています。

「こ」では、今わかっている範囲で新しいマイナ保険証の開始に伴う対応についてお知らせします。

**Q** 12月2日で健康保険証が廃止されるため、マイナ保険証を作るように言われました。マイナ保険証が無いと医療が受けられなくなるのですか？

**A** いいえ、今、手元にある健康保険証は12月2日以降も使えます。12月1日より前に発行された健康保険証は、最長1年間、その有効期限が切れるまで使えます。ただし保険（国保、後期高齢者、社保、共済組合）によって異なります。

後期高齢者医療の場合は有効期限が令和7年7月31日までとなっていますので、そこまで今の紙

の保険証が使えます。お手元の健康保険証の有効期限を「確認」ください。お手元の健康保険証は捨てないでください。



**Q** 手元にある健康保険証の有効期限が切れたあととはどうなりますか？

**A** 今の健康保険証の有効期限が切れたあとは、「資格確認書」が交付されます。「資格確認書」は、今の健康保険証の有効期間が切れる前に保険者からお手元に届けられる予定です。ただし、送付されるのは「マイナ保険証を持っていない人」に限定されます。「資格確認書」は今の健康保険証と同じように医療機関の窓口で見せるだけで使えます。

「マイナ保険証を持っていない人」とは、マイナンバーカードを取得していない人、マイナンバーカードを取得していない人、マイナンバーカードを取得しても健康保険証の利用登録を行っていない人、マイナンバーカードを返納した人や更新しなかった人などです。

要介護高齢者や障がい者等の「要配慮者」は申請をすればマイナ保険証を持っていても「資格確認書」が交付されると言われています。



**Q** マイナ保険証の利用登録をしました。マイナンバーカードを持ち歩くことが不安なため、「資格確認書」をもらいたいと思っています。いったんマイナ保険証を登録してしまったら「資格確認書」はもらえないのでしょうか？



**A** マイナ保険証の利用登録の解除が10月末からできるようになっています。マイナンバーカードは使うが保険証としての利用はしない、「資格確認書」を使いたくない場合は、利用登録の解除をすれば、「資格確認書」が交付されます。



**Q** 「資格情報のお知らせ」が届いている人がいます。これはなんでしようか？

**A** 「資格確認情報のお知らせ」は原則としてマイナ保険証を持っている人に交付されています。「資格確認証」と違いこれだけで使用することはありません。マイナ保険証が使えない医療機関等でマイナ保険証とセットで使うこととなります。

**Q** 施設に入居している場合、これまで施設に保険証を預けていましたが「マイナ保険証は預かれない」といわれました。どうしたらいいでしょうか。

**A** マイナンバーカードはこれまでの保険証と異なり暗証番号を含めてその管理の責任は大きいものになります。施設によって対応はまだ決めていないところも多いようですが、預からないと決めている施設も多数あるようです。その施設と相談していただくこととなりますが、その場合は「資格確認証」を施設に預けるという対応も可能になると考えられます。



**Q** マイナンバーカードを持っているが、医療保険の情報と連携していない場合はどうすればいいですか？

**A** マイナンバーカードを保険証として使う場合は医療保険情報と紐づけする必要があります。その場合、インターネットが使える環境があれば「マイナポータル」というサイトを使い紐づけることができます。

また、マイナンバーカードを持参して、医療機関に置いてある顔認証付きカードリーダーで登録することもできます。



**Q** マイナ保険証を利用する場合、顔認証と暗証番号と二つの方

法があると聞いていますが、どうすればいいでしょうか

**A** 医療機関の窓口においてあるカードリーダーという機械にマイナ保険証を置きます。その次に顔認証による暗証番号を使い認証するかを選択します。カードリーダーにより多少の違いがあるようなので、医療機関の窓口で相談してもらってください。

12月2日から始まると言われるマイナ保険証についての疑問点をまとめてみました。

今までの紙の保険証も使えるようにしてほしい、という声も大きく、今後どのようなかまだ不明な要素もありますが、とりあえず参考にしていただければと思います。